**市長の政治姿勢について歴史認識と平和行政について伺います。**

今、安倍首相の歴史逆行・復古的な政治姿勢や憲法改悪を図ろうとする暴走に、国際的批判が高まっています。

２０１３年12月、安倍首相は靖国神社への参拝を強行しました。靖国神社は、戦争中は、国民を戦争に動員する役割を担い、現在も、過去の軍国主義による侵略戦争を「自存自衛の正義の戦い」「アジア解放の戦争」と美化し、宣伝することを存在意義としている特殊な施設です。

また、侵略戦争を引き起こしたＡ級戦犯が、合祀されており、この施設に首相が参拝することは、侵略戦争を美化する立場に自らの身を置いたことを、世界に向かって宣言する事となります。

　首相の靖国参拝に対して、中国政府、韓国政府からのきびしい批判はもとより、米国政府も「失望した」との異例の批判を行いました。

さらに批判は、国連事務総長、ＥＵ、ロシア政府、シンガポール政府などにも広がっています。このような行為を続けるなら、日本は世界のどの国からも、まともに相手にされない国となります。

安倍首相は、日本政府の公式見解である「村山談話」の見直しに言及し、一番の核心部分である「国策を誤り」、「植民地支配と侵略」を行ったという部分をかたくなに認めようとしておりません。

戦争を美化するいっさいの逆行は断固として許されません。

戦争に関与した、どちらの国から見ても、歴史の事実は一つであるという共通認識に到達するために、真摯に事実に向き合うことこそが、重要ではないでしょうか。

第二の暴走は、憲法を踏み破って、日本を戦争できる国に作りかえようとしていることです。

安倍首相の憲法9条第2項や96条の改定のたくらみに、国民から厳しい反対の声が上がり、目論見が外れると、今度は閣議決定で憲法の解釈を変え、集団的自衛権の行使を可能にしようとしています。

歴代の内閣は、「日本国憲法のもとでは集団的自衛権の行使は認められない」、憲法解釈は「政府が自由に変更することができるという性質のものではない」という見解を取ってきました。

安倍内閣の暴走は、憲法99条　国務大臣の憲法擁護義務に反する無謀なたくらみであります。

選挙で多数を取れば、憲法解釈を左右することができるというのであれば、もはや立憲国家ではありません。

日本が、戦後、国際社会の中で受け入れられて来たのは、戦後の再出発にあたり、過去の戦争を反省し、戦力の放棄、不戦の誓いとしての憲法９条を打ち立てたからであります。

憲法9条をし、日本が犯した誤りの痛苦の教訓を生かしてこそ、これからの国際社会での信頼と友好的交流を確立することができると思料するものです。

第3は、全面的な武器輸出禁止政策を放棄し、時の政府が武器輸出の可否を判断できるように変更する素案を打ち出し、戦後、日本が平和国家の「」として掲げてきた禁輸政策を、閣議決定によって180度転換しようとする暴挙であります。

　政府統一見解は、1976年の「武器輸出3原則は、国際紛争を回避するため」というものであり、この方針は、1981年衆参国会決議を踏まえ、「憲法の理念」であると、国内外に宣言した「国是」であります。

　これまで、自民党政権や民主党政権の下、例外措置で禁輸政策の抜け穴を広げる、なし崩し的な空洞化がすすめられましたが、安倍政権が狙うのは、完全な国是の破壊であり、これまでの国会審議の積み重ねを踏みにじる大暴走です。

　武器輸出解禁により、日本が紛争を助長する「死の商人」の国家に変貌することは許されません。

　このような安倍首相の暴走に、重鎮と称された自民党の元国会議員からも、強い懸念が表明されているところです。

市長は、これまでも、たびたび「我が国の今日の繁栄と平和を築くことができたのは、平和の理念を明記した憲法が大きな役割を果たしてきたものとの認識を示してこられました。

　憲法9条を踏み破る、安倍政権の暴走に対し、全国の市長と共同し、憲法守れの声を上げていただくことを求めるものです。

　以上、ご所見をお示しください。

**次に、消費税引き上げについてお伺いします。**

安倍政権は、4月1日の消費税引き上げを強行しようとしています。

　しかし、今年1月末の共同通信世論調査では、アベノミクスで景気は良くなったかの設問に対して、７３％が実感していないと答えています。

　法人税を減税すればそのうち労働者に回るという『トリクルダウン』の考え方は破綻し、庶民は年金の引き下げ、国保税や介護保険料の重い負担による生活苦であえいでいます。

その上、政府は、企業向けの復興特別法人税を、４月から１年前倒し廃止する一方、個人への復興特別所得税は継続としました。

国民には２５年間で８兆円の増税なのに対し、企業向けには、毎年８０００億円、２５年で２０兆円の減税が恒久的に実行されます。

復興のためにみんなで財源を分かち合うといいながら、国民には増税、大企業には減税というのは、公平・公正とはいえません。

その上、消費税を３％ひきあげ、8兆円の税負担をかけるわけです。

政府は、補正予算によって、消費税増税の影響を緩和する対策を講じたとしていますが、全く不十分なものです。

消費税増税によって大きな被害を受ける低所得者対策は、極めて限定されたもので、住民税非課税世帯に、1人1万円を支給し、そのうち基礎年金の受給者などに5000円を加算する「臨時福祉給付金」や、児童手当の支給対象者に対象児童1人当たり1万円の「子育て世代に対する臨時交付金」が支給されますが、いずれも1回限りの措置でしかなく、１万円も、食料品の増税分のみで、公共料金など他の生活費に関わる増税分には、配慮はありません。

これでは、国民生活は疲弊し、景気は下がる一方です。4月1日からの消費税率引き上げには、道理がありません。

消費税増税の市民負担増や地域経済への影響について、市長のご所見をお示しください。

次に、消費税の引き上げの福山市への影響は、どのように予測されるのか、以下について予測数値をお示しください。

① 市民負担の増大見込

② 公共事業に関する消費税の増

③ 物品購入や需用費にかかる消費税の影響額

④ 公共料金の引き上げによる年間影響額

また、政府に対して、機会をとらえては、引き上げ撤回を表明することを求めるものです。

以上、それぞれについて、お示しください。

**民生福祉行政について、生活保護について質問をします。**

昨年１２月の臨時国会で、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆる、プログラム法案が、自民・公明両党の賛成で可決されました。

　この法律は、理念に自助・自立のための環境整備を掲げ、政府に「個人にその自助努力を喚起する仕組み」を導入させ、国民に「自助・自立」を押し付けるものとなっています。

　この法律の中身は、現在１割になっている70歳～74歳の医療費窓口負担を段階的に二割に引き上げ、医療機関への診療報酬の実質引き下げに加え、患者追い出しになりかねない病床再編など、医療・介護・年金の諸制度について、2014年～2017年にかけ順次負担増をもり込んでいく行程を示しています。

　安倍政権は、憲法２５条に基づく社会保障を解体する突破口として、生活保護制度の生活扶助基準の削減を進めています。昨年の８月に続き、来月４月に２段階目の引き下げとなり、2015年度までの３年間で670億円、そのうち2014年度は260億円の削減です。

政府は「物価下落と比べて扶助費が高い」など、削減を正当化していますが、その根拠にした数字は、食品などの値上げが反映されておらず、受給世帯の生活実態とかけ離れています。まさに、削減ありきの不当な引き下げです。

同時に行われる消費税増税を受けて、生活扶助費が2.9%引き上げられますが、削減分と差し引きすると、３０歳代夫婦と幼児の世帯では、0.6％のマイナスになります。国に対し、扶助費削減は中止するよう強く要望することを求めますが、市長のご所見をお示し下さい。

　また、生活保護費削減は、他の制度にも影響を及ぼします。

９月議会で市長は「就学援助や保育料など、それぞれの制度の趣旨や目的、実態等を十分配慮しながら、出来る限りその影響が及ばないよう対応をする」と述べています。就学援助や保育料など、その他影響する制度について、2014年度から市としてどのような対策を行うのかお示し下さい。

**障害者施策について、障害者権利条約について質問をします。**

　2006年１２月に国連総会で採択された障害者権利条約は、障害のある人に、障害のない人と同等の権利を保障することなどを掲げた、21世紀に入って最初の人権にかかわる条約です。

日本では国連採択の７年後の昨年の臨時国会で、障害者権利条約を批准することが全会一致で承認され、本年２月１９日から発効されました。この条約は憲法に次ぐ位置にあり、国は条約に反するような国内法の見直しを行い、権利保障を抜本的に高める責任があります。

障害者権利条約の発効を機に、すべての障害者が、障害がない人と等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障されなければなりませんが、市長のご所見をお示しください。

またこの条約は、福祉、教育、雇用、地域生活、政治参加など様々な分野で障害にもとづく差別を禁止し、平等を促進する立法措置などを求めています。

障害者の権利条約では、立命館大学客員教授の長瀬修氏の訳によると「障害は長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害だけでなく、物理的環境や人々の態度といった、社会の障壁との相互作用によって生じるものである」とあります。

今後、国や自治体はハード・ソフト面などの改善を行う事が求められますが、本市の取り組みについてお示し下さい。

　2012年に国が行った、「障害者に関する世論調査」結果によると、「条約を知っている人」は、全国で１８％、「条約の内容まで知っている人」は2.2%。また、「障害者に対する差別と偏見がまだ日本にある」と思う人は89.2％に達していました。

　障害者権利条約について、市民へ広く周知を促す事が必要ですが、今後、本市の取り組みをお示し下さい。

　また、全国では千葉県や熊本県などの７つの県、さいたま市など３市で、障害者の権利を保障する条例を制定しています。

例えば八王子市では「障害者への理解を深める」「障害者への差別をなくすため理念を深め、その取り組みを総合的に推進する」「共生の社会実現に寄与」する事を目的に、条例を制定しています。

　本市においても、障害の有無を問わず、地域社会で共に支え合い、安心して暮らせる街をめざし条例を制定することを求めますが、ご所見をお示し下さい。

**高齢者施策について、介護保険制度改定について質問をします。**

安倍政権は2014年2月に、消費税増税と社会保障の改悪を具体化した、医療・介護改悪法案を国会に提出しました。地域での医療と介護の「総合的な確保を推進する」とうたう法案には、患者・利用者に大幅なサービス利用制限と負担増を強いる内容が次々と盛り込まれました。安心して医療や介護を受けて暮らす事を願う高齢者・家族の切実な思いに逆らうもので、断じて許されません。

医療・介護改悪法案は、「患者追い出しにつながる病院機能再編などの医療法改定と、利用制限・負担増の介護保険法改定など、本来なら別々の法案として審議するべきものを、ひとまとめにした異例の法案です。なかでも、介護保険制度は、大幅な見直しを提案しようとしています。

　その中身は、①要支援１、２の訪問介護と通所介護を、介護保険給付の対象から外す②特別養護老人ホームへの入所は「要介護３」以上に限る③所得によって、介護保険の利用料を２割に引き上げる④低所得でも預貯金や不動産があれば、居住費・食費を補助しないなど、高齢者や介護を続ける家族にとってあまりにも過酷な内容となっています。

市として制度改悪を行わない事を国に対し強く要望をすることを求めますが、市長のご所見を伺います。

　また、本市は2013年度から、「介護予防・日常生活支援総合事業」が行われています。要支援者と、要支援状態になるおそれのある二次予防事業高齢者に対して、生活援助や身体介護のヘルパー援助や、配食などを行っていますが、現在要支援の人、二次予防事業対象者それぞれ何人の利用でしょうか？また、介護の質など課題等はどのように把握されているのかお答えください。

　全国の要支援者は約１５０万人、2012年度市内の要支援の認定者は約９千人で、訪問介護の利用実績はのべ2万3681件、通所介護では3万7427件です。合わせて、６万１千件余にも及ぶ援助を、ＮＰＯやボランティアなど、地域支援事業へ移行することが可能なのでしょうか。

国の方針に従えば、今後１年間で地域の支援事業の整備を行う必要がありますが、どのように見通しておられるのかお答えください。

　昨年末、市内のある介護事業所が、「要支援者に対するアンケート調査」を行い、利用者108名から回答を得ました。

アンケートでは「介護保険を利用して良かったことは何か」の問いに対して、「運動を定期的に行い元気になった」が38％、「友人が増えた」と答えた人が31.9%です。また「現在利用しているサービスがなくなったら困るか」の質問には「大変困る」が58.9%、「たぶん困る」が32.7%で、合わせて約９割を占めています。

「介護保険サービスが利用できなくなった時、代わりになるものがあるか」との質問に対し、「ない」と答えた方は77.6%にも上っています。

　この調査結果により、要支援者へ専門的な介護を行うことで、在宅生活が継続できている事が明らかになりました。要支援外しは断じて許されません。改めて、要支援外しはやめること、介護保険制度の改定を撤回するよう、国に対し強く要望することを求めます。

　また、要支援の受け皿となる地域支援事業への介護報酬は、市町村が独自で設定することになります。

しかし、国は現在の報酬単価より、低く設定するよう求めており、今後、介護事業所がその受け皿となった場合、現在と同質の介護提供を行えば、事業所は減収となり介護の質を維持することが困難になります。

　国が要支援外しを行った場合、事業所への介護報酬を引き下げない事が求められますが、ご所見をお伺いします。また、その際の所要額をお答えください。

**保健行政について、乳幼児医療費助成制度についてお伺いします。**

福山市は乳幼児医療費助成制度の対象年齢を、県制度に上乗せをして、入院は小学６年生まで、通院は就学前までとしています。

2012年の厚生労働省調査によると、1742自治体が独自の助成制度を実施しており、入院については就学前までが258自治体、中学校卒業までは1004自治体にのぼっています。また、通院では、就学前までは510自治体、中学校卒業までは752自治体で、入・通院ともに中学校卒業までの独自に助成する自治体が広がっています。

広島県内でも、中学校卒業まで独自に補助しているのは、入院については７自治体、通院は４自治体に広がりました。

そして、小学校卒業まで通院も補助しているのは５自治体、小学３年生までは２自治体と、制度を拡充しており、本市は立ち遅れていると言わざるをえません。

市内に住む、小学校６年生の息子のお母さんは「息子は小さい頃から喘息があり、５０日に１回、必ず受診をしなければならない。毎日吸入と服薬が必要だが、診察と薬代で、一回の受診に１万２千円もかかる」「命に関わり、受診をやめるわけにはいかない。６歳の娘も喘息があり、同じように受診をしているが、小学生になると現在の５００円から、１万円に負担が一気に引きあがる。何とか負担を軽くして」と切実に訴えておられました。このような声に応え、福山市でも、助成対象の年齢を引き上げ、せめて中学校卒業まで拡大をするべきと考えますがご所見をお示し下さい。

福山市は昨年１０月に「福山市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査を行いました。

その結果によると、「日常悩んでいること、気になること」で最も多かった回答は「子育てや教育に、お金がかかりすぎる」こと、また「病気や発育、発達に関すること」も、最も多くの人が回答を寄せていました。

2012年度の厚生労働省の「国民生活基礎調査」では、「今の生活が苦しい」と答えた世帯は60.4%で、とくに児童がいる世帯では、その割合が高く、65.2%が「生活が苦しい」と答えています。

若い人を中心に子育て世代は、非正規雇用が進み、収入は減る一方です。その上、４月からの消費税の増税は、子育て世帯を直撃します。安心して子育てがしたい、との多くの親の願いに応え、国として医療費無料化制度を創設することが必要でありますが、市長のご所見をお示し下さい。

**教育行政について、教育制度改革について質問します。**

　自民党は、2月19日、文部科学部会をひらき、安倍内閣がすすめる教育委員会制度「改革」案を大筋で了承しました。

安倍首相は、教育委員会「改革」を「教育再生」の重要課題として位置づけてきました。その中心は、政治権力が教育を支配する制度をつくることですが、今回の自民党案はそれを文字通り体現するものです。

　今回の案の危険性は、次の諸点にあります。

　第一に、教育政策の基本も、教育条件も、教員人事の方針も、すべて首長側に決定権をうつしています。

いずれも現在は教育委員会に権限があるものです。

教育委員会には教科書採択などの権限が残されましたが、首長が「愛国心にいちばんいい教科書を選ぶ」と決めれば、採択が拘束されます。これでは教育委員会は、首長の下請け機関にしかすぎず、首長がその気になれば、政治介入が抑制なく可能になってしまいます。

　第二に、教育の仕事を実際にすすめる教育長を、首長が直接任命・罷免し、現在は心身の故障などに限定されている罷免条件も緩和します。

現行法では教育長は、教育委員会が任命し指揮監督しますが、それが首長の部下となります。

第三に、文部科学大臣の権限を強化します。

現行法では、「教育権の侵害」などでしか「是正指示」はできず、竹富町の教科書問題では指示が出せませんでした。それが出せるようになります。

　安倍政権が当初ねらっていた教育委員会の「廃止論」は、教育関係者などからの強い批判もあって採用できませんでした。

しかし、自民党「改革」案は、教育委員会から実質的権限を奪い、それを形骸化させるものにほかなりません。

それは、１９７６年の最高裁学力テスト問題の判決に示された、「教育内容に対する権力的介入は抑制的であるべき」とする日本国憲法の要請を踏みにじり、教育への無制限の権力的介入と、教育支配への道を開くものです。

　こうした内容が具体化されれば、首長がかわるたびに、その一存で教育現場がふりまわされるという混乱が起こり、子どもたちがその最大の被害者となることは間違いありません。

この動きは、解釈改憲による集団的自衛権行使など、「海外で戦争する国」づくりと一体です。

秘密保護法によって国民の「目・耳・口」をふさぎ、ＮＨＫの経営委員会人事に見られるように公共放送を自らの支配下におき、さらには、この度の教育制度の改革によって教育への無制限の権力的介入・支配の道を開くというのです。

これらの全体が、「海外で戦争する国」づくりの不可欠の構成部分として強行されようとしています。

安倍政権の「教育委員会制度改革」に強く反対することを要望します。

また、今回の改革案について、市長と、教育長の、それぞれのご所見をお示し下さい。

**次に教員の多忙化解消のための、少人数学級の実現についてお伺いします。**

　政府の2014年度予算案が発表され、文部科学省の一般会計予算案が明らかになりましたが、2013年度比で、０．１％増の、5兆3627億円となり、増額にはなっているものの、少人数学級の拡充は見送られ、世界一高い学費は放置されるなど、教育条件の整備はおざなりのままです。

この間、政府は、少子化による子どもの減少を口実に、教職員定数を抑え、加配の拡充による増員でかろうじて対応してきました。

今回の予算案では、全国の教職員の増員は703人にとどまるのに、学校統廃合による減少を3013人見込み、さらに、少人数学級に活用できる加配を「合理化」で400人減らすことで、史上初めて、自然減以上に教職員を減らす「純減」する内容となっています。

また、2011年度から始まった、35人学級は、小学校1年生の分が、法定化されているのみです。小学校2年生は、加配で手当てされているにすぎず、それ以外は、自治体任せのままです。

　文科省は、今後7年間の定数改善のための計画案を示しましたが、結果的に見送られ、少人数学級の実現には、まったく後ろ向きです。さらに、今後、定数改善の見通しさえも明らかではありません。

本市は、これまで、国に対し、全国都市教育長協議会，中核市教育長会等を通じて，少人数学級の早期実現を要望してきました。

また、全国市長会や全国知事会からも、少人数学級の推進を求める要望が提出されています。

それにも関わらず、政府の方針は、圧倒的多くの声に後ろ向きの姿勢を示していますが、どのようにお考えでしょうか。

市長・教育長、それぞれのご所見をお示し下さい。

学校現場では授業時間が増え、教職員の多忙化が常態化しており、子どもたちとじっくり向き合う時間を取りづらい状態です。

さらに、いじめ問題や貧困問題など子どもたちをめぐる教育環境の改善が強く求められている中、全小・中学校で少人数学級を実現することは、必須課題で、市独自でも進めなければなりません。

35人学級を、本市独自で実施した場合、新年度には、小・中学校でそれぞれ何名の教職員が必要となるのか、小学校・中学校の、学年別に、それぞれお答えください。

また、その際の所要額もお示し下さい。

以上についてお答え下さい。

**次に、中学校完全給食の実現についてお伺いします。**

　本年１月に、広島市内で１０中学校の約３００人の生徒と、２１人の教職員に、ノロウイルスを原因とする食中毒の症状が広がりました。

このほとんどが、同じ業者が提供した「デリバリー給食」だったことが、被害を大きくした原因だと言われています。

　デリバリー給食は、広島市内に限らず、全国各地で普及している注文配達方式の給食です。　１か所で大量に調理されるため、ひとたび食中毒といった事故が起こると、配達している全ての学校へ被害が拡大するという、大きなリスクがあります。

本市の小学校では、自校方式での給食提供が大半を占めているため、全市的に食中毒が蔓延する確率は、デリバリー方式やセンター方式等に比べて低いという、特徴があります。

これは、全国的に見ても福山市が誇るべき施策であり、食育推進の観点からも、自校方式による給食提供は、充実・発展させるべきだと考えますが、市長は、自校方式のメリットをどのようにお考えか、お答えください。

学校給食は、学校給食法によって、「教育の目的を実現するため」のものと位置付けられ、義務教育課程の児童・生徒に対して行われます。

その方式は、大別して、自校単独方式、センター方式、親子方式、とデリバリー方式があります。

センター方式やデリバリー方式、親子方式は、いくつかの学校給食をまとめて調理し、配送車で各学校に届けます。

これらの方式は、設備規模が大きくなる上、配送のために調理を終える時間は早く、衛生管理上、調理後２時間以内に食べなければなりません。

献立によっては、汁物が冷めたり、麺類がのびたり、ほうれん草の色が変わるなどの影響が避けられないばかりか、常に大規模な集団食中毒の危険にさらされます。

対して、自校単独方式の場合、各学校に調理室が設置されるため、時間ぎりぎりにあわせて調理でき、生徒は出来立ての食事を食べることが出来ます。また、調理現場を見せたり、調理中の匂いを感じさせられたりするほか、教科や学校行事と連携した給食を組み立てやすいなど、高い教育効果が見込まれ、生徒指導上も有効です。

市政施行１００周年へむけ、全ての中学校で、自校完全給食を実施することは、本市の重点施策とも一致した政策展開となりますが、市長のお考えをお示し下さい。

以上についてお答えください。

**次に、生徒指導規程について質問します。**

　いま、福山市内の多くの学校で、管理的な生活指導が強められています。それらを推進する根拠として、学校の校則とは別の文書である、生徒指導規程が作成されています。

そもそも、これは、生活指導を対象とした「取り決め」ですが、同様の性質を持つものは、校則です。各学校には、校則があるにも関わらず、その範囲を大幅に超えた「取り組め」が生徒指導規程です。

教育法が専門の、市川須美子大学教授は、校則について、「子どもに対する人間教育的働きかけである生活指導を律する規程で、子どもに、直接、処罰につながる強制力を持つものではない」として、「校則は、教育関係を通じて、生徒と親の基本的合意に基づいて遵守を求める規定であり…最終的には、生徒と親の意に反しても処分を強制できる懲戒処分規定とは異なる」と述べています。

また、学校教育法第11条に規定された懲戒も、刑法罰や行政罰とは異なり、「懲戒をうける本人の人間的成長のために、かつ、その発達段階等を考慮したうえで行使されなければならない」とされています。

これらの基本を下に、わが党が情報公開請求により入手した市内の小・中学校の生徒指導規程を検討すると、いくつかの問題点が見られます。

第1に、「毅然とした対応」などとして、これらの規定を、「一律に運用」し、「例外を認めない」としていることです。

教育現場では、様々な判断が迫られる場面が多々あります。

生徒指導規程は，「各学校が指導基準や方法を明確にし，指導の公平性，一貫性を確保する」と一律に運用されていますが、学校教育法の理念に則れば、懲戒処分の規定を、例外なく運用することは、問題ではないでしょうか。

第2に、規程には、教育的配慮が加味されていません。

例えば「規程」に違反した場合には、「下校させる」指導や、問題行動を働いた場合、原稿用紙へ、漢字ノート4ページ分の漢字800字の課題や、自主ノート2ページ分の教科書の書写、などの課題を課すことや、「約束を守れず指導に従わない場合は、前日までに取り組んだ課題をリセットする」との条項には、教育的配慮がありません。子どもにとって、問題行動を起こす背景には、何かしらの理由があります。

それらの理由を掘り下げることが必要ですが、漢字プリントのような反復学習では、教育的効果は得られません。

さらに、アメやガムなどの菓子類を持ってきた場合だけでなく、規程に記された様々な取り決めに従わない場合は、『特別な指導』と称して、授業から切り離して、「別室指導を行う」と明記しています。これは、子どもの学習権の保障の観点からも問題です。

子どもの権利条約第3条は、「児童に関するすべての措置に当たって、児童の最善の利益が考慮されなければならない」と明記しています。別室指導も、この条項が考慮された結果かどうかが、問われています。

第3に、「規程」が「生徒と親の基本的合意に基づいて遵守を求める」のではなく、一方的に学校から制定・通知されている点です。

わが党の調査では、ほとんどの生徒指導規程に、改正条項がありません。

これでは、一方的に、子どもや保護者に遵守を求めるだけであり、広く意見を吸い上げ、改良していこうという姿勢が見られません。

国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し、2010年5月に、「学校が子どもの意見を尊重する分野を制限していること」「政策立案過程において子どもが有する、あらゆる側面、及び子どもの意見が配慮されることが、ほとんどないことに対し、引き続き懸念を有する」として、「子どもが、意見を十分に表明する、権利を促進するための取り組みを強化するよう勧告する」と、要求しています。

生徒指導規程は、日本政府が批准している子どもの権利条約に抵触する可能性が高く、見直すことが求められます。

教育委員会は、これまでの質疑で、「全ての学校の生徒指導規程を、目を通している」とのことでした。

子どもの権利条約にてらし、どのような問題があったが、把握した状況について、お示し下さい。

また、2013年8月26日の文教経済委員会では、「実態に応じて見直しをかける」との答弁です。

子どもの権利条約、日本国憲法に照らして、生徒指導規程の廃止も含め、根本的に見直すことを求めます。

以上について、お答えください。

**環境行政について、ツネイシカムテックスが計画している産業廃棄物処理施設建設計画について質問します。**

この計画は、汚染土壌やばいじん、コンクリートくずやがれき類などの産業廃棄物を約1000℃で焼成処理し、生成物を、土木資材として再利用するものです。

　処理物は、カドミウムや鉛、六価クロムやヒ素、ダイオキシンなどが含まれる、特別管理産業廃棄物と呼ばれる、有害物質などが原料です。そして、生成物はアークサンドという名の再生砂として販売され、路盤材、雑草抑制剤などに使用する、とのことです。

この再生砂の安全性について、12月議会本会議では、「自然界に存在する砂の成分と同様」として「再利用は問題がない」との答弁でした。

ところが、この砂は、危険なために敬遠されていることが、関係者による調査で明らかになりました。

わが党は、１月１６日に、カムテックス埼玉工場に視察に伺いました。

その時の説明では、「生成物は、路盤材として、ゼネコンや砕石会社に売るが、強度が低いため、８５％ほどコンクリートを混ぜる。そのためトラックなどの重量車両が通る場所で使えない」とのことでした。

また、「危険な廃棄物から作られているため、ユーザーには敬遠され、あまり売れない」とも説明されました。

さらに、２月４日に国土交通省から、再生砂についての説明を受けた際にも、同様の認識を確認しました。

応対した国土交通省　大臣官房技術調査課の職員は、生成される再生砂について「元々が焼却灰で何が入っているか分からないので、品質管理が難しい」として、「実際に使うとなると怖い」とのことでした。「都市焼却灰といった再生品はなかなか使われにくい」として、「建設資材として置き換わるかと言うと、少し難しいというのが国交省としての印象だ」とも、話していました。

生成される人工砂について、路盤材や建設資材を管理する責任省庁の国土交通省や、埼玉カムテックスと、福山市との認識には大きな隔たりがあります。福山市議会12月本会議で「自然界の砂と同一成分」だとして「安全」だと答弁された根拠をお示し下さい。

また、国交省が再生砂を「怖い」と認識している通り、生成物の主原料は、猛毒の有害物質を含みます。

市として、危険性を再認識することが必要ですが、ご所見をお示し下さい。

さらに、危険性が高く、敬遠された再生砂は、引き取り手がなく、最終処分場へ持ち込まざるを得なくなることも考えられます。

その際の安全確保策の具体についてお示し下さい。

次に、受け入れるがれき類やばいじん等の、放射線測定について伺います。埼玉カムテックス株式会社では、処理物の放射線測定のための、ゲルマニウム半導体検出器といった、専用の検査機器は保有していない、とのことでした。

同社では「持ち込む企業が放射線測定を行い、その結果の提示を求める」とのことでした。

福山では、どのような方法で、持ち込まれる放射線を実測するのか、詳細についてお示し下さい。

次に、温室効果ガスの排出規制について伺います。この施設は、天然ガスなどを、ロータリーキルンにより、約１０００℃の高温で長時間燃焼させるため、多量の温室効果ガスを発生させます。

発生する温室効果ガスの年間排出量の推計値をお示し下さい。

さらに、福山市地球温暖化対策実行計画など、各種の環境保全計画に、当施設が位置付けられる必要がありますが、その具体について、お示し下さい。

最後に、当施設について、厳密な環境保全体制を構築するため、安全管理を企業任せにせず、徹底した監視と情報公開を求めますが、ご所見をお示し下さい。

以上についてお答えください。

**建設都市行政・神辺川南土地区画整理事業についてお伺いします。**

福山市は、1月から2月にかけて、川南土地区画整理事業区域内で、９区域１０か所の「説明会」を開催しました。

説明会の目的は、事業の仕組みなどを地権者に説明し、本事業のわからないところや不安に思われていることなどについて、丁寧な説明を行うとのことでした。

　この説明会の対象地権者は何名で、そのうち何名の出席があったのか、どのような成果と課題が得られたのか、それぞれお示しください。

　説明会参加者の多くの意見は事業に反対の立場からのもので、事業推進の立場の住民からも、「本当に賛成が7割あったのか」との質問が出される状況であったと仄聞しております。

　当事業の地権者は、個人１９０人、法人1２人、共有５１人、合計２５３とのことです。

地権者数は、25３の内、そのうちの共有地５１から、代表が出せたのは２５で、残り26は、相続などの関係で代表者を出せない状況とのことです。

代表者が出せない共有地の換地先はどのような手法で定めようとされるのか、お示しください。

また、初めから26件１０％の地権者については、賛成、反対の意志表示は求められない中、事業賛成が7割に達しているというのであれば、反対は２０％しかないという計算となります。

県に提出した事業の撤回を求める署名の内地権者分は１４０　　　筆を超え、約6割に上ったわけですから、「7割が賛成というのは、納得がゆかない。その根拠を示せ」と主張されるのは、当然ではありませんか。　改めて、代表者が出せない共有地を除いて、事業に賛成の地権者は何人、何％か明確にお示しください。

「住みよい郷土をつくる会」は、昨年9月から、改めて事業の撤回を求める署名に取り組み、現在、地権者113人の署名を集めているとのことです。これは、201２年の審議会委員選挙で、事業に反対の委員に投票した103人を上回っています。

現在も、反対の地権者が多数を占め、その上、代表が出せない共有地が多数ある状況で、当事業を進めることは、極めて困難であると思料するものです。ご所見をお示しください。